- ○千葉科学大学研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程 (目的)
- 第1条 千葉科学大学研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程(以下、「本規程」、という。)は、千葉科学大学(以下、「本大学」という。)において行われる研究者等の研究活動について不正行為の防止及び不正行為が生じた場合、又はその恐れがある場合の措置等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 本規程において、次に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。
 - (1) 「コンプライアンス」とは、法令、本大学の規則、教育研究固有の倫理、その他の 規範を遵守することをいう。
 - (2) 「研究者等」とは、教職員、学部学生、大学院生、研究生、研究員、その他本大学に在学又は在籍して修学している者、若しくは研究に従事する全ての者をいう。
 - (3) 「公的研究費」とは、各省庁又は各省庁が所轄する独立行政法人等が本大学に配布する研究資金をいう。

(不正行為)

- 第3条 本規程において「研究活動の不正行為(以下、「不正行為」という。)」とは、本 大学研究者等が研究活動を行う場合において、故意又は研究者としてわきまえるべき基本 的な注意義務を著しく怠ったことにより行われた次の各号に掲げる行為をいう。
 - (1) ねつ造:存在しないデータ、研究結果等を作成する行為
 - (2) 改ざん:研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって 得られた結果等を真正でないものに加工する行為
 - (3) 盗用:他の研究者のアイディア、分析・解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為
 - (4) 二重投稿:他の学術雑誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿す る行為
 - (5) 不適切なオーサーシップ:論文著作者を不適切に公表する行為
 - (6) 研究費の不正使用・不正受給(以下、「不正使用」という。): 学内規程及び関係 法令に逸脱して、研究費等を不正に使用及び受給する行為
 - (7) その他:「千葉科学大学の人を対象とする研究倫理規程」に違反する研究を行う行 為及び本条各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害をする行為
- 2 前項第1号、第2号、第3号を「研究活動における不正行為への対応等に関するガイド

ライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定)」に則して「特定不正行為」と称する。 (遵守事項)

- 第4条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。
- 2 研究者等は、研究活動について別に定める千葉科学大学における研究者の行動規範を遵 守しなければならない。
- 3 研究を行う研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等、 本大学が定期的に実施する研究倫理教育を受けなければならない。
- 4 研究者等は、研究データの正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間 (資料は原則10年間、試料等は原則5年間)適切に保存・管理し、必要とされる場合には開示しなければならない。
- 5 公的研究費に係る研究者等は、本大学が実施する「コンプライアンス教育に関する研修会」を受講し、その内容を理解した上で、次の事項を記した誓約書に自署し、提出しなければならない。
 - (1) 本大学規則等を遵守すること
 - (2) 不正を行わないこと
 - (3) 規則等に違反して不正を行った場合は、本大学や配分機関の処分及び法的な責任を 負うこと
- 6 公的研究費に係る取引業者は、原則として不正行為を行わないことなどを誓約する本大学指定の「誓約書」を提出しなければならない。

(運営・管理及び防止体制)

- 第5条 本大学は、研究活動について、不正行為の防止及び不正行為があった場合の措置等 を適正に行うため、次に掲げる責任者を定める。
 - (1) 最高管理責任者は、学長とし、不正行為の防止、研究費等の運営・管理を統括する。
 - (2) 統括管理責任者は副学長、副統括管理責任者は事務局長とし、不正行為の防止、研究費等の運営・管理について、具体的な対策を策定・実施し、その実施状況を確認、最高管理責任者に報告する。
- 2 前項に定める責任者のもと、公的研究費の管理・監査の体制整備を目的に、次に掲げる 責任者を定める。
 - (1) コンプライアンス推進責任者は、学部、研究科の長とし、コンプライアンス教育の

実施、研究費の執行・管理等の監督を行う。そのうえで必要に応じ、実施状況を統括管理責任者及び副統括管理責任者に報告する。

- (2) コンプライアンス推進副責任者は、学科長、専攻長とし、コンプライアンス推進責任者を補佐し、実効的な管理監督を行い得る体制を構築する。
- (3) 千葉科学大学研究活動の不正行為・研究費の不正使用の防止に関する責任体制図は別紙1の通りとする。
- 3 第1項に定める責任者のもと、研究倫理の向上を目的に、次に掲げる責任者を定める。
 - (1) 研究倫理教育責任者は、学部、研究科の長とし、研究者等を対象に定期的な研究倫理教育を実施する。そのうえで必要に応じ、実施状況を統括管理責任者及び副統括管理責任者に報告する。
 - (2) 副研究倫理教育責任者は、学科長、専攻長とし、研究倫理教育責任者を補佐し、研究倫理教育を実施する。

(不正防止計画推進部署の設置と役割)

- 第6条 本大学の不正防止計画推進部署(以下、「推進部署」という。)は、「庶務課」、「IR・企画課」とする。
- 2 推進部署は、不正行為の防止及び研究者等の適正な執行のため、最高管理責任者の指揮 のもと、次のことを行う。
 - (1) 不正防止計画案の策定と見直し
 - (2) 不正防止計画の実施状況の確認
 - (3) モニタリングによる執行状況の検証
 - (4) 公的研究費の管理に関する各部門、監査室との連携

(不正行為の告発・相談窓口)

- 第7条 不正行為に関わる告発、情報提供等のための告発・相談窓口(以下「窓口」という。) を置き、学部、研究科及び推進部署の長をこれに充てる。
- 2 窓口は、不正行為に関わる告発の受付、相談、情報の整理及び最高管理責任者等への報告を行うものとする。
- 3 窓口は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発 者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知す るものとする。
- 4 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑い が指摘された場合(研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏 名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とす

- る合理的理由が示されている場合に限る。) は、最高管理責任者は、これを匿名の告発に 準じて取り扱うことができる。
- 5 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問が ある者は、窓口に対して相談をすることができる。
- 6 告発の意思を明示しない相談があったときは、窓口は、その内容を確認して相当の理由 があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 7 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正 行為を求められている等であるときは、窓口の責任者は、最高管理責任者等に報告するも のとする。
- 8 第7項の報告があったときは、最高管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。
- 9 千葉科学大学研究活動の不正行為告発時の対応に関する体制図は別紙2の通りとする。 (告発)
- 第8条 不正行為の疑いがあると思われる者は、何人も、原則として、次の各号に掲げる事項を明示して不正行為の疑いについて告発することができる。
 - (1) 研究活動上の不正行為を行ったとする研究者等又はグループ等の氏名又は名称
 - (2) 研究活動上の不正行為の具体的内容
 - (3) 研究活動上の不正行為の内容を不正とする合理的理由
- 2 上記の告発の受付は、書面、電話、FAX、電子メール、面談などの選択を可能とするが、告発は原則として顕名によるもののみ受け付ける。
- 3 前項の定めにかかわらず、匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告 発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

(窓口の職員の義務)

- 第9条 告発の受付に当たっては、窓口の職員は、告発者及び被告発者の秘密の遵守その他 告発者及び被告発者の保護を徹底しなければならない。
- 2 窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 前2項の規定は、告発の相談についても準用する。 (予備調査)
- 第10条 最高管理責任者は、第8条の告発等により不正行為の存在の可能性が認められた 場合は、速やかに、告発等の合理性、調査可能性について予備調査を行うものとする。
- 2 予備調査は最高管理責任者、統括管理責任者、副統括管理責任者、当該告発に該当する

部門のコンプライアンス推進責任者又は研究倫理教育責任者により行うものとする。

- 3 必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要 な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 予備調査は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。
- 5 告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容 の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。
- 6 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査 を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査 すべきものか否か調査し、判断するものとする。
- 7 告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して 30 日以内に、予備調査結果を最高管理責任者に報告する。
- 8 最高管理責任者は、予備調査結果を踏まえ、速やかに、本調査を行うか否かを決定する。
- 9 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 10 最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告 発者に通知する。この場合には、資金配分機関又は関係省庁や告発者の求めがあった場合 に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

(調査委員会)

- 第11条 最高管理責任者は、本調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、本調査(不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査)を実施する。
- 2 設置する調査委員会は、最高管理責任者、統括管理責任者、副統括管理責任者、該当部 門のコンプライアンス推進責任者又は研究倫理教育責任者、専任教員の中から最高管理責 任者が指名する者、若干名をもって構成する。調査委員は、本大学及び告発者、被告発者 と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 3 調査対象が、公的研究費に係る研究及び特定不正行為である場合、前項の規定にかかわらず、調査体制については、公正かつ透明性の確保から、本大学に属さない弁護士、公認会計士等の第三者(以下、「外部有識者」という。)を含む調査委員会を設置する。外部有識者は、本大学及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 4 前項において、調査内容が公的研究費に係る不正使用及び特定不正行為である場合、外部有識者は調査委員の半数以上であることとする。

- 5 調査内容が公的研究費に係る不正使用及び特定不正行為である場合は、調査を開始する 前に調査委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者へ通知する。
- 6 告発者及び被告発者は、調査委員について不服がある場合は、当該通知を受けた日から 起算して14日以内に、書面により、異議申し立てをすることができる。異議申し立てが あった場合、内容を審査し、その内容が妥当であると判断した場合は、当該異議申し立て に係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調查)

- 第12条 本調査実施の決定後、調査委員会において本調査が開始されるまでの期間は30日 以内とする。
- 2 本調査の開始にあたって、調査委員会は告発者及び被告発者に対し、本調査を行うこと を通知し、本調査への協力を求める。
- 3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
- 4 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、判定を行うに当たっては被告発者に対し書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
- 6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施で きるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力し なければならない。
- 7 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調 査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。
- 8 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、 証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。
- 9 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究 又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、 十分配慮するものとする。
- 10 公的研究費に係る不正使用及び特定不正行為の調査に際しては、以下の点を遵守する。
 - (1) 告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む)を受けた場合は、第10条に基づき本調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関等及び関係省

庁に報告する。

- (2) 本調査に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関等及び関係省庁に報告、協議しなければならない。
- (3) 被告発者等の調査対象となっている者に対し、必要に応じて、調査対象制度の研究 費の使用停止を命ずる。
- (4) 本調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関等及び関係省庁に報告する。
- (5) 配分機関等及び関係省庁の求めに応じ、本調査の終了前であっても、本調査の進捗 状況報告及び本調査の中間報告を当該配分機関等及び関係省庁に報告する。
- (6) 本調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る配分機関等 及び関係省庁からの資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。
- (7) 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与したものが関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関等及び関係省庁に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関等及び関係省庁に提出する。
- (8) 配分機関等及び関係省庁への報告様式は別紙3の通りとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

- 第13条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとって行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第12条第5項の定める保障を与 えなければならない。

(認定及び不服申し立て)

- 第14条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容を まとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、 不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著 者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。
- 2 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を 行うものとする。

- 3 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 4 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを 覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属 する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在 するべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを 覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。
- 5 最高管理責任者は、速やかに、調査結果(認定を含む。)を告発者、被告発者及び被告 発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。また、 最高管理責任者は本調査の結果について、その事案に係る資金配分機関等及び関係省庁に報 告するものとする。
- 6 告発者及び被告発者は、第1項の認定の結果に不服がある場合は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、窓口を通じ、最高管理責任者に対してその旨を申し立てることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

最高管理責任者は、不服の申し立てが公的研究費に係る不正使用及び特定不正行為に係るものである場合は、当該配分機関等及び関係省庁に報告するものとする。また、不服申し立ての却下・再調査開始の決定をしたときも同様とする。

- 7 不服の申し立ては、原則として書面により行わなければならない。
- 8 最高管理責任者は、前項の不服申し立てを受理したときは、直ちに調査委員会に対し不 服申し立てに係る審査を付託するものとする。最高管理責任者は、新たに専門性を要する 判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者 に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がない と認めるときは、この限りでない。
- 9 前項に定める新たな調査委員は、第11条第2項、第3項及び第4項に準じて指名するとともに、第5項及び第6項に準じて手続を行う。
- 10 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと 決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、 不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案 の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断し た場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

- 11 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 12 最高管理責任者は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、 告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その 事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決 定をしたときも同様とする。
- 13 前項に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
- 14 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を 行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに最高管 理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通 知するものとする。
- 15 調査委員会は、第8項の不服申し立てを基に再調査を開始した場合、先の調査結果を覆すか否かを50日以内に決定する。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 16 調査委員会は、第15項の結果を直ちに最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、 速やかに書面により告発者及び被告発者に通知するものとする。不服の申し立てが公的研 究費に係る不正使用及び特定不正行為に係るものである場合は、当該配分機関等及び関係 省庁に報告するものとする。

(調査結果の公表)

- 第15条 最高管理責任者は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに次の 事項を公表するものとする。ただし、不正行為と認定された論文等が告発前に取り下げら れていた場合等相応の理由があると認められた場合は、次の事項の一部を非公表とするこ とができる。
 - (1) 不正行為に関与した者の氏名、所属及び職名
 - (2) 不正行為の内容
 - (3) 本大学が公表時までに行った措置の内容

- (4) 調査の方法及び手順
- (5) 調査委員会委員の氏名・所属
- (6)その他最高管理責任者が必要と認めた事項
- 2 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 3 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、 論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったこと によるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・ 所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

(不正行為に対する措置)

- 第16条 最高管理責任者は、第14条第1項又は第16項の判定が行われ、不正行為の存在が確認された場合は、次の各号に掲げる必要な措置を取らなければならない。
 - (1) 調査対象者の研究費の使用中止措置及び教育研究活動の停止勧告
 - (2) 配分機関等及び関係省庁への通知
 - (3) その他不正行為の排除のために必要な措置
 - (4) 研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置の勧告
- 2 前項の勧告を受けた者は、勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。
- 3 最高管理責任者は、勧告を受けた者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。
- 4 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。
- 5 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 6 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関等及び関係省

庁に対して、その措置の内容等を通知する。

(告発者等の保護)

- 第17条 研究者等は、不正行為に関わる告発をしたこと、調査に協力したことなどを理由に、当該告発等に関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 最高管理責任者は、前項の告発に関係した者が告発をしたことを理由とする当該告発者 の職場環境の悪化や差別待遇等不利益な取扱いを受けることがないよう配慮しなければ ならない。
- 3 最高管理責任者は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、学校法人 加計学園就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
- 4 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したこと を理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に 不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

- 第18条 研究者等は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 最高管理責任者は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、学校法人加計学園就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
- 3 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。
- 4 最高管理責任者は、調査の結果申し立てに関わる不正行為の事実が認められなかった場合において、被告発者の教育研究活動への支障又は名誉棄損等があったときは、その正常 化又は回復のために必要な措置を取らなければならない。

(秘密保護義務)

- 第19条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、関係者の名誉、プライバシーその他 の人権を尊重するとともに、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。職員等でな くなった後も、同様とする。
- 2 最高管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

- 3 最高管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者 の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただ し、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要 とする。
- 4 最高管理責任者又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(懲戒処分)

- 第20条 最高管理責任者は、本調査の結果、不正行為と認定された場合は、当該不正行為 を行った者に対して、不正の背景、動機等を総合的に判断し、悪質性に応じ、学校法人加 計学園就業規則及び学校法人加計学園職員の懲戒処分に関する規程、千葉科学大学学生の 懲戒に関する規程に従って、懲戒処分等必要な措置を講ずるものとする。
- 2 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁 に対して、その処分の内容等を通知する。

(内部監査部門)

- 第21条 本大学における公的研究費の管理・運営並びに研究費の不正使用の防止等に関する監査(以下、「内部監査」という。)については、監査室を最高管理責任者の指揮する内部監査部門として位置付け、監査室職員が実施する。
- 2 内部監査部門は、監事、監査人、その他の外部の専門家と連携し、定期的な会計書類の チェック及び不正発生リスクに対する重点的かつ機動的なリスクアプローチ監査を実施 する他、公的研究費の管理体制の不備の検証も行う。

(事務)

第22条 研究活動に係る不正行為が生じた場合における措置等に関する事務は、第6条第 1項で定める「庶務課」及び「IR・企画課」が行うものとする。

(雑則)

- 第23条 本規程に定めるもののほか、研究に係る不正行為が生じた場合における措置等に 関し必要な事項は、最高管理責任者、統括管理責任者、副統括管理責任者及び関係者によ り協議する。
- 2 公的研究費に係る不正使用及び特定不正行為の告発、調査及び認定の手続き等について本規程に記載のない事項については「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定)」、「研究機関における公的研究費の管

理・監査のガイドライン (実施基準) (平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)」に則して対応するものとする。

(改廃)

第24条 この規程の改廃は、大学協議会の審議を経て、学長が行う。

附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

「千葉科学大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程」は、平成27 年3月31日をもって廃止する。

「千葉科学大学研究倫理指針」は、平成27年3月31日をもって廃止する。

附 則 この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日 決裁) この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年1月13日 第8回大学協議会)

この改正規程は、令和4年1月13日から施行する。

附 則(令和4年9月1日 第5回大学協議会) この改正規程は、令和4年9月1日から施行する。

千葉科学大学 研究活動の不正行為・研究費の不正使用の防止に関する責任体制図

最高管理責任者 (学長)

- 基本方針の策定
- ・必要な措置



・状況報告

統括管理責任者(副学長) 副統括管理責任者(事務局長)

・ 具体策の策定



• 状況報告

コンプライアンス推進責任者(学部長、研究科長) コンプライアンス推進副責任者(学科長、専攻長)

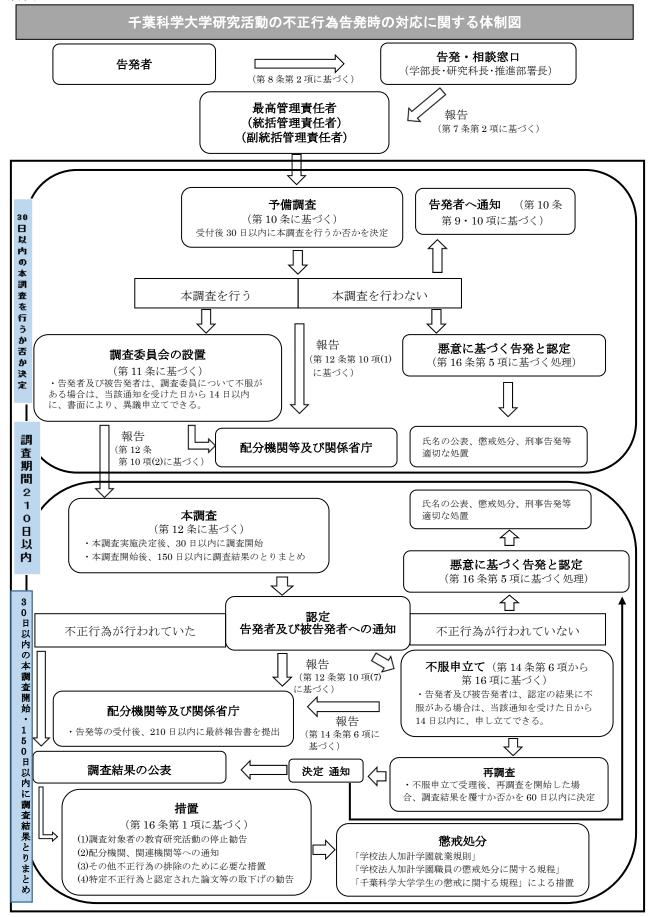
研究倫理教育責任者(学部長、研究科長)研究倫理教育副責任者(学科長、専攻長)

- ・具体策の実施 ・受講管<mark>理</mark>、指導、モニタリング、改善指導
- 研究倫理教育の実施

研究者等

不正防止計画推進部署 (学務運営部 庶務課) (学務運営部 IR・企画課)

- 不正防止計画案の策定と見直し
- 不正防止計画の実施状況の確認
- ・モニタリングによる執行状況の確認
- ・公的研究費の管理に関する各部門、 監査室との連携
- 告発・相談窓口



※告発・相談窓口

- 1. 学務運営部庶務課
 - 千葉県銚子市潮見町 3番 TEL:0479-30-4500 FAX:0479-30-4501 e-mail:ML-shomubu@ml.cis.ac.jp
- 2. 学務運営部 IR·企画課 千葉県銚子市潮見町 3 番 TEL:0479-30-4517 FAX:0479-30-4518 e-mail:ML-kikaku@ml.cis.ac.jp

千科大発 号 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(配分機関等・関係省庁) 殿

千葉科学大学 学長 印

○○○の不正等について (報告)

令和○年度(競争的資金等の名称)において○○○が行われたことが判明しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 経緯・概要
 - ※ 発覚の時期及び契機(※「告発(通報)」の場合はその内容・時期等)
 - ※ 調査に至った経緯等
- 2 調査
 - (1)調査体制
 - ※ 調査委員会の構成 (第三者[当該機関に属さない弁護士、公認会計士等]を含む 調査委員会の設置)
 - (2)調査内容
 - ※ 調査期間
 - ※ 調査対象(対象者(研究者・業者等)、対象経費[物品費、旅費、謝金等、 その他])
 - ※ 当該研究者が関わる他の競争的資金等も含む
 - ※ 調査方法 (例:書面調査[業者の売上げ元帳との突合等]、ヒアリング[研究者、 事務職員、取引業者等からの聴き取り]等)
 - ※ 調査委員会の開催日時・内容等
- 3 調査結果 (不正等の内容)
 - (1) 不正等の種別
 - ※ 例:架空請求[預け金、カラ出張、カラ雇用]、代替請求等 捏造、盗用、改ざん
 - (2) 不正等に関与した研究者 (※ 共謀者を含む。)

氏	名	(所属・職(※現職)	研究者番号

(3) 不正等が行われた研究課題(該当する研究課題分作成

研究種目名			研究期間				
研究課題名:							
研究代表者氏名(所属・職(※現職)):							
研究者番号:							
	(単位:円)						
令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度		
研究組織(研究分担者氏名(所属・職(※現職)・研究者番号))							

- (4) 不正等の具体的な内容 (※ 可能な限り詳細に記載すること。)
 - 動機・背景
 - 手法
 - ・ 不正等に支出された競争的資金等の額及びその使途
 - ・ 私的流用の有無
- (5) 調査をふまえた機関としての結論と判断理由
- (6) 不正等に支出された競争的資金等の額(該当する研究課題ごとに該当する年度分作成) 令和 年度(内訳) (単位:円)

(12.13)									
	費目		交付決定額又は 委託契約額	実績報告額	適正使用額	不正使用 · 不適切使用額			
物	品	費	_						
旅		費	_						
謝	金	等	_						
そ	0	他	_						
直	接経費	, 計							
間	接経	費							
合		計							

- ※ 該当する研究課題ごとに該当する年度分作成
- 4 不正等の発生要因と再発防止策(※当該研究者が関わる他の競争的資金等も含む。)
 - (1) 不正等が行われた当時の競争的資金等の管理・監査体制
 - (2) 発生要因(※ 可能な限り詳細に記載すること。)
 - (3) 再発防止策
- 5 添付書類一覧

(例:交付申請書、交付決定通知書又は委託契約書、収支決算報告書、確定通知書、 競争的資金等の受取口座の写し、その他参考資料(証憑書類等)等)